

令和7年7月8日

令和6年度

第三次北谷町男女共同参画推進計画推進状況報告書

北谷町総務部町長室

## 第三次北谷町男女共同参画推進計画推進状況報告書について

「第三次北谷町男女共同参画推進計画」は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び北谷町男女共同参画推進条例第13条に位置づけられた計画です。

この計画は、北谷町において全ての人が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、もって全ての人が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき「男女共同参画社会」の実現を目指すことを目的として策定しました。

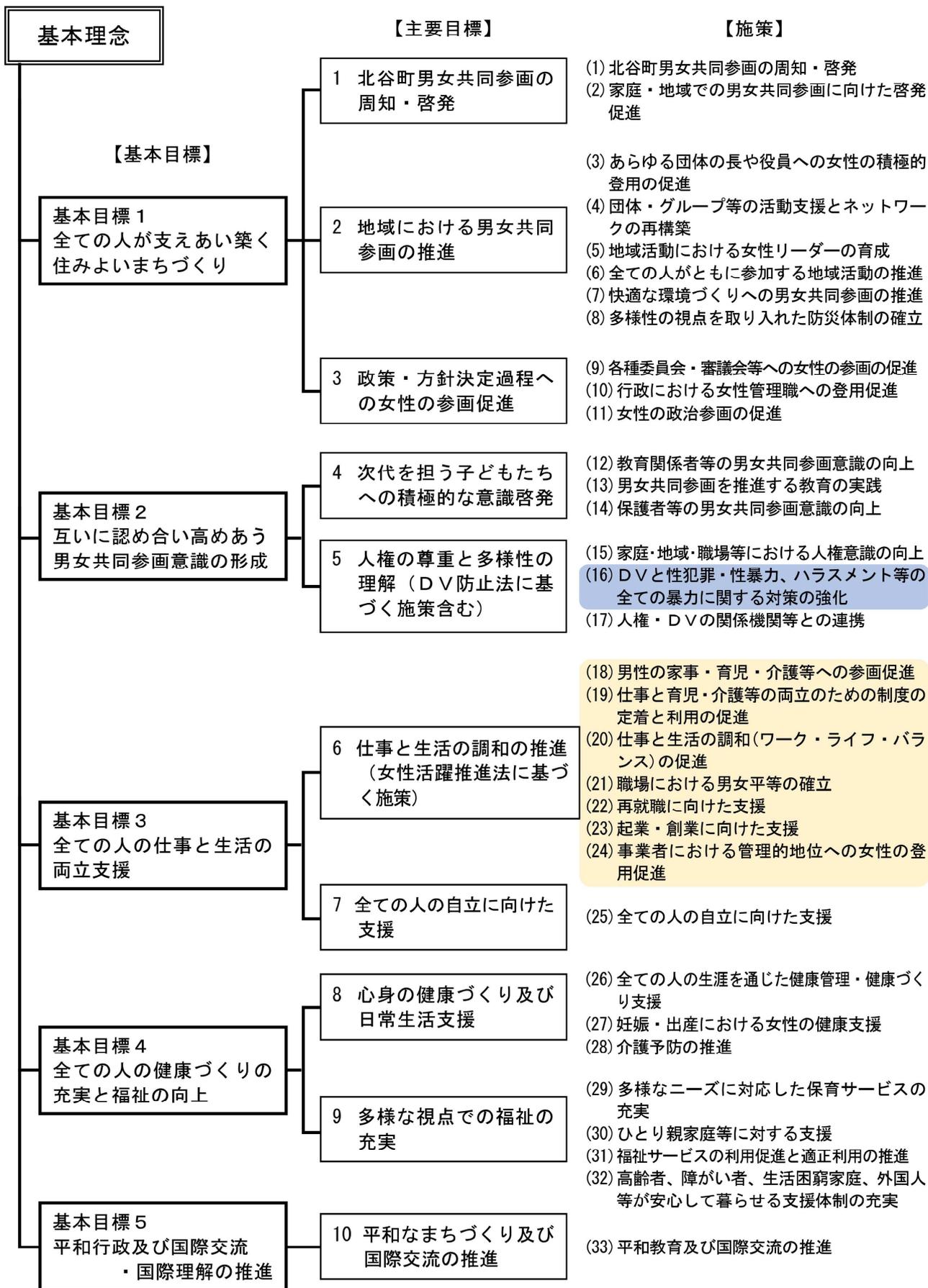
8項目の基本理念に基づき、基本目標5項目、主要目標10項目、施策33項目及び具体的施策67項目に取り組むこととし、計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間となっています。

本書は、北谷町男女共同参画推進条例第19条及び北谷町男女共同参画推進計画の公表に関する要項（令和7年6月9日町長決裁）に基づき、令和6年度における実施状況を基本目標5項目毎にまとめ、北谷町男女共同参画会議の意見を付して報告します。

1. 第三次北谷町男女共同参画推進計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・P2
2. 令和6年度第三次北谷町男女共同参画推進計画推進状況・・・・・・・・P3-P8
3. 男女共同参画社会基本法（抄）、北谷町男女共同参画推進条例（抄）・・・P9

◆ 計画の体系

■ = 女性活躍推進法に基づく施策    ■ = DV防止法に基づく施策



## 令和6年度第三次北谷町男女共同参画推進計画推進状況

基本目標1	全ての人が支えあい築く住みよいまちづくり
<p>一人ひとりの町民が男女共同参画を理解し、町、町民、地域、職場、学校などが、それぞれの役割を果たしていくとともに、社会における女性の活躍を推進するため、政策・方針決定過程や地域、各種審議会における女性の参画により、多様な考え方を取り入れたまちづくりや地域づくりを図ります。（関連11施策と16項目の具体的取組）</p>	
<p><b>計画の実施状況</b></p>	
<p><b>主要目標1 北谷町男女共同参画の周知・啓発 ～主な取り組み内容～</b></p>	
<p>・男女共同参画推進月間（6月）の取り組みとして、パネル展を実施した。 また、性別による固定観念に気づき、意識を変えていくことを目的として、町民向けの「性別に関する無意識の思い込みエピソード募集」を実施した（応募総数81作品）。 さらに、SDGsの主要ゴールである「ジェンダー平等」について学び、一人ひとりを尊重し合い、認め合うやさしいまちづくりについて考える啓発事業として、「SDGsカードワーク『未来の北谷町を創るのはあなた』～誰ひとり取り残さない北谷町にするには～」を開催した（参加者41人）。【町長室】</p>	
<p><b>主要目標2 地域における男女共同参画の推進 ～主な取り組み内容～</b></p>	
<p>・北谷町更生保護女性会や食生活改善推進員へ補助を行い、活動支援を行った。更生保護女性会から活動収入で購入した食料の寄附があり、必要な世帯へ配布した。食生活改善推進員はみそ等の発酵食品作りについて学習し、地区公民館で教室を開き、地域へ広める活動に取り組んだ【福祉課】【保健衛生課】</p> <p>・環境問題に関する男女共同参画推進を図るために、一般廃棄物減量等推進審議会委員10人のうち、女性委員を3人委嘱、クリーン指導員35人中、13名の男性が参画するなど、男女が共に環境問題に取り組んでいくことを推進している。【保健衛生課】</p> <p>・防災分野における女性参画の促進として、防災会議委員への女性の委嘱や、防災担当職員に女性を任用している。また、災害時の避難所については、性別に配慮した部屋分けや、授乳室の設置、避難所内の安全性の確保を行う。また、粉ミルクや紙おむつ、生理用品等、年齢や性別を考慮した備蓄品を購入している。【基地・安全対策課】</p>	
<p><b>主要目標3 政策・方針決定過程への女性の参画促進 ～主な取り組み内容～</b></p>	
<p>・庁舎内における各種審議会等委員への女性の登用状況調査結果（令和6年度登用率37.8%）と県内市町村における男女共同参画行政推進状況調査結果を男女共同参画情報誌「ハーモニー」に掲載し、政策・方針決定過程における本町の男女共同参画の状況について情報を発信した。女性人材バンクの利活用については、具体的な取り組みが不十分であった。【町長室】</p> <p>・女性職員を多様なポストに積極的に配置、登用するように努めた。管理職への登用や係長職への配置も積極的に行った（令和6年度係長職以上女性職員の割合42%）【総務課】</p>	
<p><b>今後の取り組みについて</b></p>	
<p>町民や職員への男女共同参画推進に係る周知啓発は今後も継続して行うとともに、各種審議会委員への女性の登用についても積極的に取り組んでいく。 地域における男女共同参画は、女性の自治会長が増える等、様々な分野において進んできており、引き続き工夫しながら取り組む。</p>	

## 令和6年度第三次北谷町男女共同参画推進計画推進状況

基本目標2	互いに認め合い高めあう男女共同参画意識の形成
<p>一人ひとりが「個人」として尊重され、個人の能力と意欲を安心して発揮することは、全ての人々が支えあい築く豊かな社会の実現に不可欠です。そのためには、全ての人々が認め合い、高め合う環境づくりが必要であり、男女共同参画やジェンダー、人権尊重、性の多様性への理解について、子どもの頃からの意識醸成のため、家庭や教育現場での学習、啓発を推進します。また、DVや性犯罪・性暴力、ハラスメントなど、あらゆる暴力の根絶・早期対応を行う体制づくりを行います。（関連6施策と19項目の具体的取組）</p>	
計画の実施状況	
主要目標4 次代を担う子どもたちへの積極的な意識啓発 ～主な取り組み内容～	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において、男女分け隔てなく関わり、互いに認め合える人間関係づくりのための「スマイルプログラム」や「クラス会議」に取り組み、人種や容姿による差別やいじめの未然防止のための人権教育を行った。 また、男女区別しない制服の導入を進め「男子用、女子用」から「ズボンタイプ、スカートタイプ」に名称を変更しどちらも選択できる。【学校教育課】</li> <li>・児童館では、職員が男女共同参画に関する知識を深めるとともに、誰もが安心して利用できる空間作り、相談しやすい雰囲気作り、遊びや活動を主体的に選べるプログラム作り、自分の個性や能力を認め自信を持って行動できる機会作り等を心がけ、運営を行っている。【子ども家庭課】</li> <li>・地区公民館において、男女共同参画意識の促進に向けた講座として、性別に関係なく料理ができるようになることを目指し、親子クッキング教室を実施した（上勢区、宮城区、美浜区公民館：参加者延べ48人）。【社会教育課】</li> </ul>	
主要目標5 人権の尊重と多様性の理解(DV防止法に基づく施策含む)～主な取り組み内容～	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北谷町女性相談及び男性相談（DV相談含む）支援事業」として、庁内における相談支援体制を整備し、性別を問わず対応できるよう、男女1名ずつ相談員を配置した（相談者人数：男性5人、女性13人）。 また、弁護士による女性及び男性法律相談会（無料）を2回開催し（相談件数：4件）、併せて性の多様性に関する相談会も実施した（相談件数：1件）。【町長室】</li> <li>・DV等被害者の申出及び当該申出に係る他機関からの意見を踏まえ、町要綱に基づく住民票等発行抑止を行うなど、被害者保護を徹底することができた。また、令和6年度は相談機関に「北谷町女性相談及び男性相談（DV相談含む）支援事業」の委託相談員を加え、相談者の実情に寄り添った対応を実施した。【住民課】</li> <li>・児童虐待防止月間の取り組みとして、ポスター掲示やリーフレットの配布を行い、面前DV（心理的虐待）が子どもに及ぼす影響について、保護者へ注意喚起し、予防及び再発防止に努めている。【子ども家庭課】</li> </ul>	
今後の取り組みについて	
<p>人権の尊重や多様性の理解の促進について、各学校等で積極的に取り組んでおり、今後も継続して推進する。 庁内におけるDV等の相談支援については、令和6年度より相談員を配置し、相談支援体制を整備し、町民がより安心して相談でき、迅速な支援につながるよう、関係課や関係機関との連携をさらに強化する。</p>	

## 令和6年度第三次北谷町男女共同参画推進計画推進状況

基本目標3	全ての人の仕事と生活の両立支援
<p>家庭生活や職場における男女共同参画を進め、また全ての人が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現していけるように、女性の社会への参画とともに、男性の家事・育児への参画、職場の理解・環境改善を促していきます。また、女性の経済的な自立や男性の家庭生活での自立支援を推進します。（関連8施策と17項目の具体的取組）</p>	
<p><b>計画の実施状況</b></p>	
<p><b>主要目標6 仕事と生活の調和の推進(女性活躍推進法に基づく施策)～主な取り組み内容～</b></p>	
<p>・男性のスキルアップを目指し、生涯学習プラザや地区公民館（砂辺区）において、男性向けの料理教室を開催した（参加者：延べ10人）。【社会教育課】【生涯学習プラザ】</p> <p>・子どもが産まれる予定の職員に対し、産前産後休暇や育児休暇制度についての「妊娠・出産パンフレット」、男性職員向けの育児休暇制度等に関する「育児のためのハンドブック」の周知を実施した（男性職員の育休取得者5人、70%、令和5年度：4人、50%。女性職員の育休取得者100%）。</p> <p>また、北谷町職員ハラスメント防止規定に基づき、ハラスメント相談員の配置及び外部相談窓口を設置するとともに、主任以下の正職員及び再任用職員、会計年度任用職員、ハラスメント相談員に対して、研修を実施した。【総務課】</p>	
<p><b>主要目標7 全ての人の自立に向けた支援 ～主な取り組み内容～</b></p>	
<p>・高齢者の自立支援を目指す取り組みとして、地区公民館（北玉区、宮城区）において、スマートフォン講座を開催し、基本的操作の習得に取り組んだ（参加者：延べ13人）。【社会教育課】</p> <p>・生活に課題を抱える町民が早めに支援につながるように、「くらし・おしごとなんでも相談会」を開催した（参加者：29人）。また、役場内外における、各種制度や相談窓口を一覧にした「北谷町役場相談窓口パンフレット」を作成し、必要な町民や関係課等に配布した。【福祉課】</p> <p>・年金制度や国民健康保険制度の仕組みや手続き、ひとり親家庭への各種支援等について、各種広報媒体を利用して、周知に努めた。【住民課】【子ども家庭課】【保健衛生課】</p>	
<p><b>今後の取り組みについて</b></p>	
<p>生涯学習プラザや地区公民館等において、男性の家事分野におけるスキルアップ及び高齢者を含む全ての人の自立支援に向けた取り組みが積極的に行われているので、今後も継続する。各種社会保障制度や相談窓口の周知は、各課において工夫して実施しており、今後も必要な町民に迅速かつ適切に情報提供できるよう、周知に努める。</p> <p>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や、女性の職業活躍に向けた周知や啓発について、工夫しながら取り組む。</p>	

## 令和6年度第三次北谷町男女共同参画推進計画推進状況

<b>基本目標4</b>	<b>全ての人の健康づくりの充実と福祉の向上</b>
<p>全ての人が健やかな人生を送るためには、適切な生活習慣を身に付け、介護予防にもつながる健康づくりや健康管理をはじめ、高齢者や障がい者等を社会全体で支えていくための福祉の充実が求められます。また、女性は女性特有の疾患があるほか、妊娠・出産とそれに伴う母子の健康保持も必要ですが、女性のみならず、男性の疾病等にも配慮が必要です。</p> <p>町民の健康づくりと、誰一人取り残さない社会づくりを進めるため、男女共同参画の視点で、配慮しながら健康支援や福祉サービス等の提供を行います。 (関連7施策と13項目の具体的取組)</p>	

<b>計画の実施状況</b>	
<b>主要目標8 心身の健康づくり及び日常生活支援 ～主な取り組み内容～</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民運動会(参加者:約1,400人)や町民トリムマラソン(参加者:522人)を実施するとともに、地区公民館(10か所)において、健康づくり講座を開催し(参加者:延べ350人)、スポーツ・レクリエーションの機会を創出した。【社会教育課】</li> <li>・地区公民館等において、介護予防事業を実施した(参加者494人)。さらに、男性の参加促進を図るための取り組みとして、保健相談センターや老人福祉センターにおいて、男性貯筋クラブを実施した(参加者48人)。【福祉課】</li> <li>・特定健診や各種健診の受診率向上のため、広報活動の強化や個別受診勧奨通知を行うとともに、特定保健指導対象者に対し、個々の生活習慣改善に向けた指導を実施し、生活習慣病予防を行った。</li> </ul> <p>また、妊産婦の健康支援については、妊娠届出時にアンケートや面談を実施し、特に配慮が必要な妊婦の把握及び支援に努めた。出産後は、全母子の状況を確認し、新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業へつなげるとともに(284世帯)、育児学級参加者(39組)へ家族計画等に関する情報提供を行った。【保健衛生課】</p>	
<b>主要目標9 多様な視点での福祉の充実 ～主な取り組み内容～</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町立保育所において、医療的ケア児の受け入れに係る支援体制を整備し、1名入所した。また、発達の気になる子どもの支援として、小規模保育所や広域での入所や認可外保育所においても特別な支援を受けられるよう整備を行った。【子ども家庭課】</li> <li>・幼児教育と小学校教育の円滑な接続のための、研修会や情報交換会を実施するとともに、幼稚園(年長)から小学校1年生にかけての教育をより円滑にするための取り組みとして、架け橋期カリキュラムを作成した。</li> </ul> <p>また、言葉に不便を感じる児童生徒の支援として、日本語指導教諭や日本語指導支援員を派遣し、一人ひとりの習得レベルに応じた指導を実施した。【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町営住宅空家待ち入居者募集において、ひとり親世帯等に対して、抽選番号を2つ付与する優遇措置を実施した。【都市計画課】</li> </ul>	
<b>今後の取り組みについて</b>	
<p>全ての人の健康管理、健康支援、介護予防等の推進や、妊娠時から出産時の女性特有の健康支援等、各課とも積極的に事業を実施しており、今後も同様に取り組む。</p> <p>生活に困難を抱えた町民や子ども、児童生徒、高齢者、障がいのある方等に係る支援体制も充実が図られているため、今後も、誰ひとり取り残さない社会づくりを目指し、多様な視点での福祉の充実に向けた各種取り組みを継続する。</p>	

## 令和6年度第三次北谷町男女共同参画推進計画推進状況

基本目標5	平和行政及び国際交流・国際理解の推進
<p>全ての人が安心して日常生活を過ごし、そして男女共同参画を進めていく上では、平和が全ての出発点であります。過去の戦争について、沖縄で起こったことをジェンダーの視点で分析し、同じことが二度と起こらないようにする必要があります。平和行政を推進しながら、人権や男女共同参画が成り立つ社会を作っていくように推進します。</p> <p>また、国籍を含む様々なバックグラウンドの人々との交流等を通じて、相互理解と国際感覚を養うことは、国際化にふさわしいまちづくりを進める上で重要となります。</p> <p>国際交流を通じた相互理解を促し、国際化にふさわしいまちづくりをめざします。 (関連1 施策と2 項目の具体的取組)</p>	

計画の実施状況	
主要目標10 平和なまちづくり及び国際交流の推進 ～主な取り組み内容～	
<p>・平和学習派遣事業として、中高生9名を被爆地である広島市と長崎市へ派遣し、平和推進に関する人材育成を行っている。平和祈念祭事業ではイベントの開催や特設サイトによるWEB配信、県の平和資料館見学バスツアーの実施やパンフレット等の啓発物配布を行い、「北谷町民平和の日」や平和の尊さを伝える等、各種事業に取り組んだ。</p> <p>また、平和学習派遣事業参加者が各種イベントで平和メッセージの発信、戦跡ガイドを行うなど、ピースメッセンジャーとしての活動の場を創出した。</p> <p>国際交流では、社会教育課が実施するハワイ短期留学事業の参加者に、ハワイでの男女の役割や、日本との違いについてアンケートを実施した。「ハワイは色々な国の文化が入っていて他国についてとても興味をもっていた。日本ももっと他国について興味をもつことが大切だと思った」「ホームステイ先では性別に関わらず家族みんなで協力して家事を行っていた」等の回答があり、異文化理解を深めることや男女共同参画について意識を高める機会を創出した。</p> <p>【町長室】</p> <p>・各学校では、6月の平和月間に戦争に関する資料展示や平和に関する特設授業等を行い、夏季休業期間中に教職員対象の平和学習研修を2小学校で実施した。</p> <p>中学生英国派遣相互交流事業を実施し、6月に7名の英国中学生のホームステイを受け入れ、11月に中学生8名を英国へ派遣した。</p> <p>また、小学校では、オーストラリアの小学校とのオンライン交流（北玉小、北谷第二小）やJICAの出前講座（北谷小、浜川小）を実施した。【学校教育課】</p>	

今後の取り組みについて	
<p>平和教育及び平和推進事業については、各学校や町長室における現在の取り組みをより充実させるとともに、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に継承する人材となるピースメッセンジャーの活躍の場の創出に継続して取り組む。</p> <p>また、国際交流や国際理解についても、各事業の充実を図るとともに、今後も男女共同参画に関する国際社会の動向に関心をもち、国際交流の機会や異文化理解を深める場の創出を行う。</p>	

### 【北谷町男女共同参画会議からの意見】

・地区公民館や生涯学習プラザで取り組んでいる、男性向けの料理講座や親子クッキング以外にも、男女共同参画という視点から、夫婦で参加する料理教室や、若い世代がカップルで参加できる料理教室も必要ではないか。

また、男性向けの料理教室では、料理のメニューをゴーヤーチャンプルーなどの身近な料理にした方がいい。いつも家庭で食べている料理やお酒のおつまみになるような料理を作り、男性自身が準備から片付けまでの調理全体について慣れることを目標にしてはどうか。

・介護予防事業において、男性貯筋クラブの開催が保健相談センターと老人福祉センターとなっているが、地区公民館でも男性限定の介護予防事業（貯筋クラブ）を実施してはどうか。地区公民館での貯筋クラブ（性別問わず）を実施しているのは承知しているが、女性の参加者が多いため、男性が参加しづらい雰囲気。身近な地区公民館での男性の集まり等の際に実施できれば、参加しやすいのではないか。

・男性が介護予防事業等の健康づくり教室に参加したり、地区公民館の講座やイベントに参加するのは勇気があることと想像できる。男性が参加しやすくするためには、様々な工夫が必要だと思うが、性別を問わず多くの町民が地域での介護予防事業等に参加するようになれば、基本目標4「全ての人の健康づくりの充実」ということにつながっていくのではないか。

・町として県や各機関等が実施する男女共同参画推進に関する研修事業（たとえば「(一社) 沖縄県女性の翼」の海外研修）への参加を支援してほしい。

「(一社) 沖縄県女性の翼」の海外研修では、海外での女性の政治や教育、福祉等の様々な分野での女性の活躍を視察できる。参加者は研修で学んだことを、町の男女共同参画推進へ活かすことができると思う。

・庁舎内全体で、今回の公表内容を共有するとともに、関係課においては、男女共同参画推進についての現在の取り組み状況の確認及び今後に向けての課題を意識しながら各種施策に取り組んでほしい。現在どういう課題があるか、今後どういう課題に取り組みたいか等、各課ごとに今後に向けての取り組み内容について意識して各種事業を実施してもらいたい。

#### ◇男女共同参画社会基本法（抄）

##### （地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

##### （都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

#### ◇北谷町男女共同参画推進条例（抜粋）

##### （男女共同参画推進計画）

第13条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策についての男女共同参画推進計画を策定しなければならない。

2 町長は、男女共同参画推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 町長は、男女共同参画推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ第23条に規定する北谷町男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）の意見を聴かななければならない。

4 町長は、男女共同参画推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。

6 町長は、男女共同参画推進計画の実効性を高めるため、推進状況を把握し、及び分析して方策を講ずるものとする。

##### （実施状況の公表）

第19条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。